

 大阪府

ともに支えあう大阪

～途切れない犯罪被害者等支援を～





あなたは知っていますか？

犯罪被害に遭ったら、どんなことが起こる？

→ 2ページ

身近な人が被害に遭ったとき、あなたには何ができる？

→ 3ページ

警察や裁判所に行くのは不安。付き添ってくれる人は？

→ 4ページ

大阪府犯罪被害者等支援条例って？

→ 5・6ページ

大阪府では、どんな支援が受けられる？

→ 6・7ページ

『性暴力被害者支援ネットワーク』って？

→ 8ページ

どこに相談する？

→ 9・10ページ

犯罪被害による影響（二次被害）

突然、犯罪によって家族を失ってしまったら、
どうなるでしょう？



精神的ショックや
それに伴う体調不良



働き手を失った場合、
経済的に困窮



警察の捜査や裁判による
精神的・時間的負担



周囲の無責任なうわさ話や
過剰取材・報道によるストレス

この他、大怪我をした場合は、医療費を負担しなければなりませんし、放火の場合などは、すぐに住む所を探さなければなりません。また、精神的ショックなどで、会社に行けなくなったり、周囲のうわさ話に耐えられず、転居を余儀なくされたりと、被害は多方面に広がります。

犯罪被害者やその家族・遺族の方々は、犯罪という直接的な被害に遭った後に生じる、様々な二次被害に苦しめられることになるのです。

身近な人が被害に遭ったら ～あなたにもできること～

被害に遭った直後は、多くの方が、気持ちが動転していて、何をすればよいのか、判断できない状態にあります。そんなとき、信頼できる周囲の人の支えが、大きな助けになります。ただし、そっとしておいてほしい被害者等もおられます。あなたにできることを探してみてください。



事件についての相談相手



根拠り葉廻り詮索しない



生活全般（買物など）の手伝い



無責任なうわさ話・
プライバシーの侵害をしない

命の大切さを考える取組事例

大阪府では、教育現場において「命の大切さを考える講演会」を実施し、犯罪被害者の心情を伝える機会を提供しています。

（学校等と共催）

被害者遺族の方に自らの体験、心情等を語っていただき、児童生徒、教職員、保護者等に、命の大切さ、かけがえのなさを考えていただいています。



犯罪被害者等早期援助団体について

都道府県公安委員会が指定する、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められた非営利法人は、民間支援団体として、次の事業を行います。

- (1) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報啓発活動
- (2) 犯罪被害等に関する相談
- (3) 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- (4) 物品供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の援助 等

なお、(2)、(4)の事業を適正に行うために必要な場合、警察本部長等は早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができます。



大阪被害者支援アドボカシーセンター
キャラクター

大阪府内では、平成20年9月に

NPO法人**大阪被害者支援アドボカシーセンター**が指定されました。同センターでは、電話や面接による相談のほか、警察署や裁判所への付添支援や裁判の代理傍聴などの支援を行っています。

相談電話 **06-6774-6365**



相談



付添い

大阪府犯罪被害者等支援条例 (平成31年4月1日施行)

目的

府、府民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 関係者相互の連携及び協力のもとで支援を推進すること

責務

府の責務

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定及び、実施

事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- その事業活動を行うに当たって二次被害への配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

府民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 二次被害への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策への協力

民間支援団体の責務

- 専門的知識及び経験を活用した支援の推進
- 犯罪被害者支援に関する施策への協力

指針

- 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための指針の策定及び見直しについて規定
- 指針に基づいて実施する施策の実施状況の公表について規定

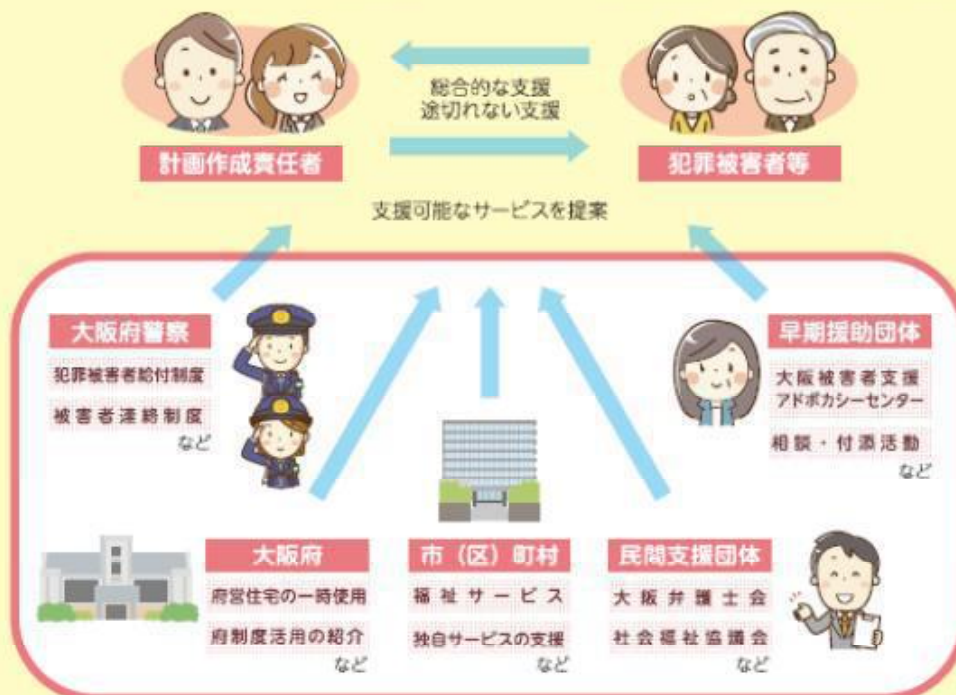
基本的な施策

- 相談及び情報の提供等
- 心身に受けた影響からの回復
- 安全の確保
- 居住の安定
- 雇用の安定
- 経済的負担の軽減
- 府民の理解の増進
- 民間支援団体に対する支援
- 人材の養成
- 調査及び情報の収集

推進の体制等

- 大阪府警察、早期援助団体及び関係市町村とともに、総合的な支援を一体となって実施するため、「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」体制を整備

▼オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）

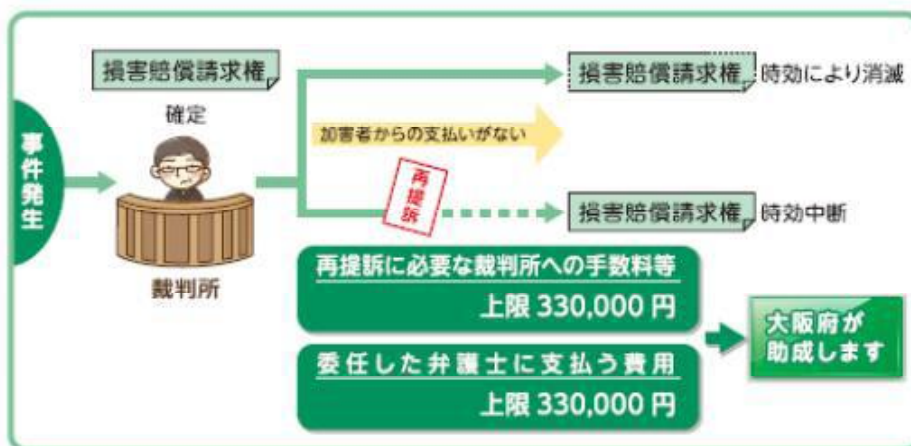


無料法律相談の実施

対象者	「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」の支援対象者（ただし、国、市町村、法テラス、弁護士会等の無料法律相談を利用した場合は対象外となります）
実施内容	刑事裁判、民事裁判、示談等に係る相談
上限	1つの事件につき1回まで（上限1時間30分）
利用方法	希望される場合は計画作成責任者（大阪被害者支援アドボカシーセンター）を通じてお申込みください

再提訴費用の助成

民法では、民事裁判で確定した損害賠償請求権の時効を10年と定めています。時効成立を免れるため、再び裁判を起こす場合の費用は、被害者側の負担となっています。その負担を少しでも軽減するために、一定の要件に基づき、大阪府が助成します。



居住の安定

民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度

大阪府内に居住中に、殺人等の犯罪により住居に居住することが困難となった犯罪被害者等を対象に、民間賃貸住宅物件の情報提供を行うとともに、その物件の契約を結ぶ際の仲介手数料が無料となる支援制度です。

府営住宅の一時使用の実施

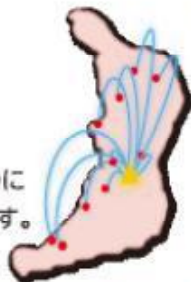
殺人等の犯罪により自宅に住めなくなった犯罪被害者等へ、短期的な居住の場を提供するため、府警察本部と連携して、府営住宅の一時使用（目的外使用）を実施しています。対象の住宅には、冷蔵庫や洗濯機、エアコン等の生活用品を備えています。



性犯罪、性暴力の被害に遭った方へのサポート

- 「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」(性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター)では、24 時間 365 日の相談等支援を行っています。

**24時間
ホットライン 072-330-0799**



- 「性暴力被害者支援ネットワーク」がサポート
急性期の医療的支援については、性暴力救援センター・大阪SACHICOに加え、身近な病院(協力医療機関)の産婦人科でも受けることができます。

受診にあたっては事前に電話にてお問い合わせください。

医療圏	協力医療機関名	所在地	電話番号(病院代表)	
協力医療機関一覧	豊能 社会福祉法人 豊能財団大阪府済生会 吹田病院	吹田市川園町1-2	06-6382-1521	
	三島 社会医療法人愛仁会 高槻病院	高槻市古宮野町1-3-13	072-681-3801	
	北河内 市立ひらかた病院	枚方市禁野本町2-14-1	072-847-2821	
	中河内 八尾市立病院	八尾市龍華町1-3-1	072-922-0881	
	大阪市	社会医療法人愛仁会 千船病院	大阪市西淀川区福町3-2-39	06-6471-9541
		地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201
	堺市	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199 ※医療受診専用ホットライン 080-8925-8880
	泉州	泉大津市立病院	泉大津市下条町16-1	0725-32-5622
		地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111
		医療法人定生会 谷口病院	泉佐野市大西1-5-20	072-463-3232
拠点病院	医療圏	協力医療機関名	所在地	電話番号(相談専用)
	南河内	社会医療法人阪南医療福祉センター 阪南中央病院 性暴力救援センター・大阪 SACHICO 分室：はるウィメンズクリニック	松原市南新町3-3-28	072-330-0799

- 「おおさか男性の性被害相談」
男性のための性被害相談「おおさか男性の性被害相談」窓口を開設しました。
月2回、金曜日の午後4時30分から午後8時、電話での相談を実施します。

相談電話 06-4303-4011



開設日等の詳細はこちら ▶

相談窓口

相談全般

NPO法人 大阪被害者支援 アドボカシーセンター	電話相談・直接相談・直接的支援（警察、検察庁、裁判所、医療機関等への付添い、代理傍聴、マスコミ対応等）	06-6774-6365 <10時～16時（土日祝・年末年始休み）>
大阪弁護士会 総合法律相談センター	犯罪被害者弁護ライン	06-6364-6251 <火：15時～18時>
大阪地方検察庁	被害者ホットライン	06-4796-2250（FAX：06-4796-2242） <9時～12時・13時～17時 （土日祝・年末年始休み）>
法テラス （日本司法支援センター）	犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714 <月～金：9時～21時 / 土：17時まで>
警察の総合相談	警察相談室（大阪府警察本部）	#9110 06-6941-0030 <24時間対応>
大阪保護観察所	受刑者及び 保護観察対象者に関する 被害者からの相談	06-6949-6522 <9時～17時（土日祝・年末年始休み）>

こころの健康相談

大阪府こころの 健康総合センター	06-6607-8814 <月・火・木・金（年末年始・祝日除く）9時30分～17時>
大阪府保健所	各保健所については、ホームページをご覧ください https://www.pref.osaka.lg.jp/o100010/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html

被害者別専門相談<（警）は、大阪府警察本部所管>

性犯罪被害者	性犯罪被害 110 番（警）	0120-548-110 もしくは #8103 <24時間対応>
	性暴力支援センター・大阪 SACHICO	072-330-0799 <24時間対応>
少年相談	グリーンライン（警） 子どもの悩みや非行などの相談	06-6944-7867 <9時～17時45分（土日祝・年末年始休み）>
ストーカー	ストーカー 110 番（警）	06-6937-2110 <24時間対応>
暴力団関係	暴力団・拳銃 110 番（警）	06-6941-1166 <24時間対応>
	大阪府暴力団対策推進センター	06-6946-8930 <9時30分～17時（土日祝休み）>
児童虐待	児童相談所虐待対応ダイヤル	189 <24時間対応>
配偶者暴力	大阪府女性相談センター	06-6949-6022 <9時～20時（年末年始、祝日休み）> 06-6946-7890 （夜間・祝日 DV 電話相談）<上記以外の時間>
	大阪府子ども家庭センター （DV 相談専用電話）	府内各地域ホームページをご覧ください（※）

※ <https://www.pref.osaka.lg.jp/o090180/kodomokatel/dvsoudan/index.html>

雇用・労働関係

就労支援	OSAKA しごとフィールド	06-4794-9198 <月～金：9時30分～20時 / 土：16時まで> （日祝・年末年始休み）
労働相談	労働相談センター （大阪府労働環境課）	06-6946-2600（労働相談） 06-6946-2601（セフハラ・女性相談） 06-6946-2608（テレワークサポートデスク） <日常相談：月～金：9時～12時15分・ 13時～18時、夜間相談：木：～20時 （祝日の場合翌日）> （日祝・年末年始休み、テレワークサポート デスクは夜間相談なし）

市町村 犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」一覧 (令和6年10月現在)

「総合的対応窓口」では、犯罪被害により生じた生活上のお困りごとなどの相談をお受けしています。お住まいの市町村の窓口にも、まずはご相談ください。

市町村名	総合的対応窓口	電話番号	市町村名	総合的対応窓口	電話番号
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室 人権企画課	06-6208-7489	羽曳野市	市民人権部 人権推進課	072-947-3607
堺市	市民人権局市民生活部 市民協働課	072-228-7405	門真市	市民文化部 人権市民相談課	06-6902-6079
岸和田市	市民環境部 人権・男女共同参画課	072-429-9833	摂津市	総務部 防災危機管理課	06-6383-1133
豊中市	人権政策課 人権平和センター書中	06-6841-1313	高石市	総務部 人権・生活相談課	072-275-6279
池田市	総合政策部 危機管理課	072-754-6263	藤井寺市	市民生活部 協働人権課	072-939-1059
吹田市	市民部 人権政策室	06-6384-1513	東大阪市	市長公室 広報広聴室市政情報相談課	06-4309-3123
泉大津市	市長公室 人権くらしの相談課	0725-33-1131	泉南市	福祉保険部 生活福祉課	072-483-3473
高槻市	市民生活環境部 人権・男女共同参画課	072-674-7575	西條町	市民生活部人権・市民相談課 市人権協会（人権・市民相談課内）	072-803-7355
貝塚市	健康福祉部 市民相談室	072-433-7085	交野市	総務部 人権と暮らしの相談課	072-817-0997
守口市	市民生活部 人権市民相談課	06-6992-1512	大阪狭山市	市民生活部 広報広聴・人権啓発グループ	072-366-0011
枚方市	市長公室 人権政策課	072-841-1259	阪南市	総務部 人権推進課	072-489-4505
茨木市	市民文化部 人権・男女共生課	072-620-1640	豊本町	総合政策部 人権文化センター	075-962-4402
八尾市	危機管理課	072-924-3817	豊船町	生活福祉部 住民人権課	072-739-3402
泉佐野市	市民協働部 人権推進課	072-463-1212	龍勢町	総務部 総務課	072-736-0479
富田林市	市民人権部 人権・市民協働課	0721-25-1000 (内線 474)	忠岡町	産業住民部 住民人権課	0725-22-1122
寝屋川市	危機管理部長官課	072-812-2246	熊取町	総務部 人権・女性活躍推進課	072-452-1004
河内長野市	自治安全部 危機管理課	0721-53-1111	田尻町	総務部 安全安心まちづくり推進局	072-466-5009
松原市	市民協働部 人権交流室	072-337-3101	新町	総務部 人権推進課	072-492-2773
大東市	市民生活部 人権室	072-870-0441	太子町	政策総務部 住民人権課	0721-98-5515
和泉市	総務部 人権・男女参画室	0725-99-8115	河南町	住民部 人権男女共同社会室	0721-93-2500
箕面市	人権文化部 人権政策室	072-724-6720	千早赤阪村	住民課	0721-26-7116
柏原市	市民部 人権推進課	072-972-6100			

11月25日～12月1日は 「犯罪被害者週間」 です

平成18年度から、毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、国、地方公共団体、民間団体等が犯罪被害者等への理解増進を図るための啓発事業を実施しています。この機会に、家族で、地域で、学校で、犯罪被害について考えてみましょう。

「犯罪被害者週間」取組の一例



啓発展示（大阪府立中央図書館）

© 2014 大阪府もずやん



© 2014 大阪府もずやん

犯罪被害者支援に関するパネル等の展示や関係図書の紹介



啓発パネル展

〈大阪市役所会場〉

〈堺市役所会場〉



大阪府 治安対策課

令和6年10月発行